

【プレ公示】

2023年7月28日

独立行政法人国際協力機構

契約担当役 理事

1. 業務名称：2023年度-2026年度少額機材調達業務
2. 公示時期（予定）：2023年8月下旬
3. 履行期間（予定）：2023年10月上旬から2027年3月下旬
（42カ月）

4. 選定方法（予定）：随意契約（企画競争）

5. 業務内容（概要）：

（1）技術協力事業向けに相手国へ贈与する供与機材や専門家・ボランティアの技術指導のための携行機材等機材費が160万円以下（税込）の少額機材調達業務を複数の者と契約締結することで、少額機材の調達ニーズが発生した際に、同契約相手先を指名見積依頼先として、見積合わせで発注先を選定する。

（2）少額機材調達のニーズが発生した際、発注者は受注者に対象機材、要求仕様、納入期限等を示した見積依頼書を提出する。発注先の選定にあたり、受注者は各案件に関する仕様や納期等について発注者へ質問書を提出することができる。

（3）受注者は発注者の質問回答書を基に、アイテム毎の機材費及び銘柄、納期等を明記した見積書を発注者に提出する。

（4）発注者は見積書の見積金額、納期等発注者にとって最も条件の良い提案をした受注者（1社）に発注書を提出する。

（5）受注者（1社）は発注者に発注請書を提出する。

（6）受注者（1社）は対象機材を本邦発注者指定場所へ納入するまでに、該否判定に必要な各種資料を発注者に提出する。

（7）受注者は搬入場所に対象機材を国内輸送梱包にて納入する。見積依頼書に記載の有無に係わらず、機材を正常に稼働させるために必要とされる資機材（電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換機、バッテリー等）も当該機材に付属して納入する。

（8）発注者¹及び受注者立ち合いの元、検査を行い発注書に規定されている銘柄、数量、外傷の有無等を確認する。

（9）検査合格後、受注者は請求書を発注者に提出し、発注者は支払いを行う。

以上

¹ 発注者が委嘱した検査員となる場合もある。